

20ftl 成第 025
令和 2 年 5 月 26 日

関係者各位

ftl ビジネス・スクール/ビー・ワーク
施設長 高原浩

緊急事態宣言解除後の訓練形態について

平素より、当事業所の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

政府発表によりますと、4月7日に出された緊急事態宣言は、5月25日をもって解除されることが決定されました。対策本部は、医療体制や感染者数の状況を踏まえ、感染の広がりには抑えられると判断したそうです。

これに伴い、緊急事態宣言以降、各施設で行われてきた『在宅支援』についても、支給決定を出している市区町の判断により、認められなくなります。従って、ftlにおきましても、本日から6月1日までにかけて、これまで在宅支援を行っていた方たちへの支援を出勤（通所）形態での支援に移行させていただくこととなります。

利用者やご家族の皆さんにおかれましては、変化への対応が大変かと思われませんが、就労自立に向けて途切れなく支援を行っていくために必要な段階のひとつとして、ご理解いただければと思います。

感染拡大が抑えられ、医療体制も確保された結果として、東京都や埼玉県の「緊急事態宣言」は解除となりましたが、関係者の皆さんにとっては、健康面・訓練面への不安も、まだまだおありかと思えます。そこでftlでは、在宅訓練を中止しつつも、6月中は、支給決定を出している市区町の指示に従いながら、訓練時間や量を段階的に通常に戻していくための期間として位置づけたいと思えます。

国内の感染状況と政府の方針にもよりますが、7月には、5月20日付のお知らせで解説しました「新しい生活様式」を可能な限り取り込んだ形で、通常の形態に戻すことを目標にしたいと思えます。

なお、ftlの支援については、あくまでも、政府の方針や市区町の判断に沿って随時調整されるものです。そのため、状況によって、情報は随時更新されていきます。今後も、発信されるお知らせについては、必ずお読みいただきますよう、よろしく申し上げます。

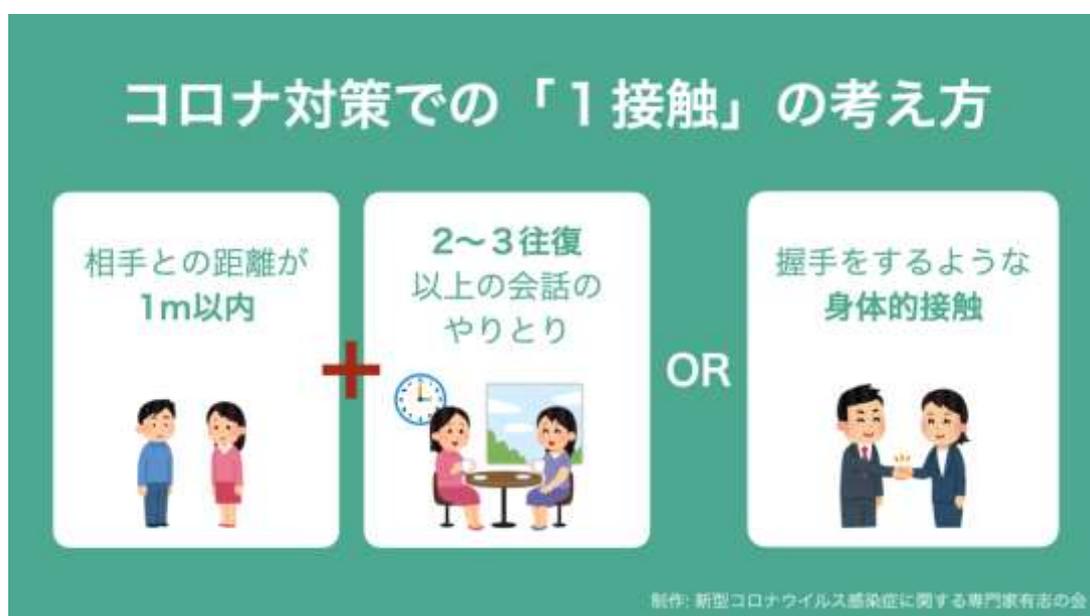
🌈 社会全体における感染状況の改善傾向を継続させるために

6月中については、1日あたりの利用時間を個々に調整させていただきます。目的は、訓練を継続できる範囲で、施設内における面積あたりの人数を少なく保つことです。

個々の課題と訓練状況を鑑み、所属グループごとに、調整いたします。5月中に、一人ひとりの利用者に対して、6月のシフトをお伝えいたします。その際、利用者本人やご家族に過剰な負担やストレスがかかる場合は、可能な限り個別的な配慮をいたします。

✚ 「新しい生活様式」に近づけるために

ftl では緊急事態宣言期間中、就労自立という目標を忘れることなく、施設内の消毒や換気、感染予防のための指導方法・配慮事項の確認等について、職員・利用者が一丸となって取り組んできました。緊急事態宣言解除後も、訓練効果を保てるようにしつつ、感染防止の視点にたって、対人接触頻度を低く抑える工夫をしていきます。(対人接触の定義については、下図参照)



また、マスク着用や手洗い等の一般衛生管理教育、検温の徹底と体調不良時の出勤停止、訓練環境を良好に保つための消毒等についても、継続的に行いながら就労支援に取り組んでまいります。

なお、本連絡は、5月25日現在の情報をもとに発信しております。今後、厚生労働省・都道府県・市区町からの指示によっては、内容が変更になる可能性があります。その場合は、利用者の皆さんに情報提供したうえで、基準に沿った対応を迅速にとらせていただきます。

今後とも、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上

感染リスクを低くするための条件と注意事項（参考資料）

個々の感染リスクを低くするための条件や注意事項は、以下の通りです。一般衛生管理の徹底と基礎体力の充実が最も効果的だとされています。参考にして、当面の間は、感染予防や健康管理に努めてください。

あわせて、5月20日づけで配布しましたお知らせも参考にして下さい。fdlホームページ『お知らせ』欄にも掲載されています。

- **夜間の睡眠をよくとり、栄養バランスの良い食事をとること。意識的に、生活リズムを整えること。**
- 石けんを使っての手洗いをこまめに行うこと。帰宅後は、洗顔も行うこと。
- 手で顔（目や鼻や口）を触らないこと。
- 人と会うときはマスクを着用し、人混みを避けること。
- 繁華街などで、接客を伴う飲食店などに入らないこと。
- 人と人との距離を普段よりも広くとること。対面して大声で話したり、歌ったりしないこと。食事時は、特に注意すること。
- いわゆる「3密」の空間を避けること。3密とは、①換気の悪い密閉された空間、②人が密集する場所、③密接場面（互いに手を伸ばすと届く近距離での会話や発声、歌を歌うなどの行為をしないこと。特に大きな声は避ける）
- ライブハウス等への出入りや、複数の人で集まってカラオケはしないこと。
- 風邪症状で医療機関にかかる場合については、あらかじめ電話で相談をした上で受診すること。（慌てて不要不急の通院をすると、病院内で感染する恐れがあります。東京都や埼玉県における電話相談体制については、5月12日づけで配布しましたお知らせをご覧ください）
- 発熱、咳、頭痛、強い倦怠感などの風邪症状がある場合は、出勤せず、まずは自宅療養すること。（心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、高血圧、がん、などの基礎疾患がある人は、すぐに、かかりつけの病院や主治医に相談すること）
- 公共交通機関は、オフピークでの利用を心がけること。
- 共有する物は定期的に消毒すること。



出勤（通所）する利用者への配慮について（参考資料）

fd ビジネス・スクール/ビー・ワークでは、出勤（通所）利用者について、以下のよう
な配慮をした上で、訓練・支援を実施しております。

- ✚ 平日に関しては、看護師が常駐し、健康面に不安がある場合は、すぐに相談できる体制を整えています。
- ✚ 換気を頻繁に行っております。事業所内では「3密」の状態を回避した環境での支援ができております。
- ✚ 出勤（通所）を選択した利用者に対しては、出勤前後の検温やマスク着用の義務づけ、石鹸を使った手洗い指導の徹底など、感染リスクを可能な限り低減させた形で支援を行っております。
- ✚ 施設内における共用部分（手すりやドアノブなど）の消毒については、引き続き毎日実施しております。
- ✚ 土曜日のプログラムや特別プログラムについては、少人数グループに分かれ、空間を広く使う形で実施しております。